

令和 2 年 6 月 2 6 日

令和 2 年度第 3 回定例松本市教育委員会

会 議 議 案

松本市教育委員会

令和2年度第3回定例松本市教育委員会付議案件

[議案]

- 第1号 「不登校児童生徒を支援する民間施設についてのガイドライン」及び「不登校児童生徒を支援するICT等を活用した学習活動を行う民間事業者についてのガイドライン」の策定について
- 第2号 長野県教育委員会と松本市教育委員会相互の任免及び人事等に関する了解事項の取り交わしについて
- 第3号 松本市中央図書館あり方検討委員会の設置について
- 第4号 史跡小笠原氏城跡保存活用計画策定委員会の設置及び委員の委嘱について
- 第5号 松本市文化財審議委員会委員の委嘱について

[報告]

- 第1号 令和2年松本市議会6月定例会の結果について
- 第2号 松本市教育文化センター専門委員会委員の委嘱について
- 第3号 中学校教文学習の中止について
- 第4号 松本市立中学校における使用教科用図書の採択について
- 第5号 松本市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について
- 第6号 まつもと文化遺産保存活用協議会委員の委嘱について
- 第7号 特別展「よみがえる正倉院宝物」の開催中止について

[周知]

- 1 松本市立博物館「収蔵資料大公開展」の開催について

[その他]

教育委員会資料
2. 6. 26
学校指導課

「不登校児童生徒を支援する民間施設についてのガイドライン」及び「不登校児童生徒を支援するＩＣＴ等を活用した学習活動を行う民間事業者についてのガイドライン」の策定について

1 趣旨

令和元年10月に、文部科学省から通達のあった「不登校児童生徒への支援の在り方について」を受け、民間の施設において相談・指導を受けている児童生徒または民間事業者が提供するＩＣＴを活用して学習を行っている児童生徒を支援するため、該当となる民間施設を判断する要件を示すガイドラインを策定することについて協議するものです。

2 策定内容

- (1) 不登校児童生徒を支援する民間施設についてのガイドライン・・・資料1
- (2) 不登校児童生徒を支援するＩＣＴ等を活用した学習活動を行う
民間事業者についてのガイドライン・・・資料2

3 要件を満たす場合の児童生徒の対応

- (1) 一定の要件を満たす場合には、指導要録上、出席扱いとします。
- (2) 義務教育制度を前提とするため、学習評価を行うものとします。

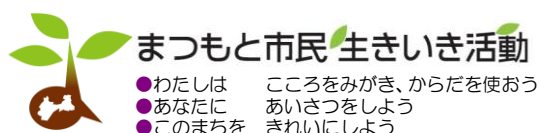
4 参考資料

- (1) 不登校児童生徒への支援の在り方について（文部科学省）
令和元年10月25日通知・・・・・・・・・・資料3

5 施行期日

令和2年7月1日

担当	学校指導課
課長	高野 毅
電話	33-4397



不登校児童生徒を支援する民間施設についてのガイドライン

文部科学省では「不登校児童生徒の中には、学校外の施設において相談・指導を受け、社会的な自立に向け懸命の努力を続けている者もあり、このような児童生徒の努力を学校として評価し支援するため、我が国の義務教育制度を前提としつつ、一定の要件を満たす場合に、これらの施設において相談・指導を受けた日数を指導要録上出席扱いとすることができることとする。」としている。（「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」令和元年 10 月 25 日）

また、「学校及び教育委員会においては、「民間施設についてのガイドライン」（別添 3）を参考として、上記判断を行う際の何らかの目安を設けておくことが望ましいこと。」（同「別記」）を受け、松本市ではガイドラインを設けるものとする。

文部科学省の考えを踏まえ、当市における取扱いは、次のとおりとする。

1 基本的な考え

校長が、本人の状況や保護者の希望も勘案し自立を助けるうえで、有効・適切であり、かつ、下記の要件を満たすと判断できる場合は、市教育委員会と相談の上、当該施設において相談指導を受けた日数を指導要録上出席扱いとすることができることとする。また、学校が把握した当該学習の計画や内容がその学校の教育課程に照らして適切と判断される場合には、当該学習の評価を適切に行い指導要録に記入することができる。ただし、必ずしもすべての教科・観点について観点別学習状況及び評定を記載することが求められるのではないが、児童生徒のおかれている多様な学習環境を踏まえ、その学習状況を文章記述するなど、次年度以降の児童生徒の指導の改善に生かすという観点に立った適切な記載に努めることが求められるものであること。

2 要件

(1) 実施主体について

ア 法人、個人は問わない

イ 実施者が、不登校児童生徒に対する相談・指導等に関し、深い理解と知識又は経験を有し、かつ社会的信望を有していること。

(2) 事業運営の在り方と透明性の確保について

ア 不登校児童生徒に対する相談・指導を行うことを主たる目的としていること。

イ 著しく営利本位でなく、入会金、授業料（月額・年額等）、入寮費（月額・年額等）等が明確にされ、保護者等に情報提供がなされていること。

ウ 当該施設における相談・指導が不登校児童生徒の社会的な自立を目指すものであり、かつ、不登校児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、不登校児童生徒が自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるよう個別指導等の適切な支援を実施していること。

(3) 相談・指導の在り方について

ア 児童生徒の人命や人格を尊重した人間味のある温かい相談や指導が行われていること。

イ 情緒的混乱、情緒障害及び非行等の態様の不登校など、相談・指導の対象となる者が当該施設の相談・指導体制に応じて明確にされていること。また、受入れに当たっては面接を行うなどして、当該児童生徒のタイプや状況の把握が適切に行われていること。

ウ 指導内容・方法、相談手法及び相談・指導の体制があらかじめ明示されており、かつ、現に児童生徒のタイプや状況に応じた適切な内容の相談や指導が行われていること。また、我が国の義務教育制度を前提としたものであること。

エ 児童生徒の学習支援や進路の状況等につき、保護者等に情報提供がなされていること。

オ 体罰などの不適切な指導や人権侵害行為が行われていないこと。

(4) 相談・指導スタッフについて

ア 相談・指導スタッフは、児童生徒の教育に深い理解を有するとともに、不登校への支援について知識・経験をもち、その指導に熱意を有していること。

イ 専門的なカウンセリング等の方法を行うにあつては、心理学や精神医学等、それを行うにふさわしい専門的知識と経験を備えた指導スタッフが指導にあたっていること。

ウ 宿泊による指導を行う施設にあつては、生活指導にあたる者を含め、当該施設の活動を行うにふさわしい資質を備えたスタッフが配置されていること。

(5) 施設、設備について

ア 各施設にあっては、学習、心理療法、面接等種々の活動を行うために必要な施設、設備を有していること。

イ 特に、宿泊による指導を行う施設にあっては、宿舎をはじめ児童生徒が安全で健康的な生活を営むために必要な施設、設備を有していること。

(6) 学校、教育委員会と施設との関係について、児童生徒のプライバシーにも配慮の上、学校と施設が相互に不登校児童生徒やその家庭を支援するために必要な次に掲げる事項等を交換するなど、連携・協力関係が保たれていること。

ア 施設への入所・退所情報

イ 施設の出席状況や学習状況、その他の活動状況

ウ 相談・指導経過

エ 家庭を支援するための情報

オ その他必要と思われる情報

(7) 家庭との関係について

ア 施設での指導経過を保護者に定期的に連絡するなど、家庭との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。

イ 特に、宿泊による指導を行う施設にあっては、たとえ当該施設の指導方針がいかなるものであっても、保護者の側に対し面会や退所の自由が確保されていること。

不登校児童生徒を支援する I C T等を活用した学習活動を行う

民間事業者についてのガイドライン

文部科学省では「不登校児童生徒の中には、学校外の施設において相談・指導を受け、社会的な自立に向け懸命の努力を続けている者もあり、このような児童生徒の努力を学校として評価し支援するため、我が国の義務教育制度を前提としつつ、一定の要件を満たす場合に、これらの施設において相談・指導を受けた日数を指導要録上出席扱いとすることができることとする。」としている。（「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」令和元年 10 月 25 日）

また、「学校及び教育委員会においては、「民間施設についてのガイドライン」（別添 3）を参考として、上記判断を行う際の何らかの目安を設けておくことが望ましいこと。」（同「別記」）を受け、松本市ではガイドラインを設けるものとする。

文部科学省の考えを踏まえ、当市における取扱いは、次のとおりとする。

1 基本的な考え

校長が、本人の状況や保護者の希望も勘案し自立を助けるうえで、有効・適切であり、かつ、下記の要件を満たすと判断できる場合は、市教育委員会と相談の上、当該事業者において相談指導を受けた日数、I C T等を活用した学習活動の学校長の認める日数を指導要録上出席扱いとすることができることとする。また、学校が把握した当該学習の計画や内容がその学校の教育課程に照らして適切と判断される場合には、当該学習の評価を適切に行い指導要録に記入することができる。ただし、必ずしもすべての教科・観点について観点別学習状況及び評定を記載することが求められるのではないが、児童生徒のおかれている多様な学習環境を踏まえ、その学習状況を文章記述するなど、次年度以降の児童生徒の指導の改善に生かすという観点に立った適切な記載に努めることが求められるものであること。

2 要件

(1) 実施主体について

ア 法人、個人は問わない

イ 実施者が、不登校児童生徒に対する相談・指導等に関し深い理解と知識又は経験を有し、かつ社会的信望を有していること。

(2) 事業運営の在り方と透明性の確保について

ア 不登校児童生徒に対する相談・指導を行うことを主たる目的としていること。

イ 著しく営利本位でなく、入会金、授業料（月額・年額等）、入寮費（月額・年額等）等が明確にされ、保護者等に情報提供がなされていること。

ウ 当該事業者における相談・指導が不登校児童生徒の社会的な自立を目指すものであり、かつ、不登校児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、不登校児童生徒が自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるよう個別指導等の適切な支援を実施していること。

(3) 相談・指導の在り方について

ア 児童生徒の人命や人格を尊重した人間味のある温かい相談や指導が行われていること。

イ 情緒的混乱、情緒障害及び非行等の態様の不登校など、相談・指導の対象となる者が、当該事業者の相談・指導体制に応じて明確にされていること。また、受入れに当たっては面接を行うなどして、当該児童生徒のタイプや状況の把握が適切に行われていること。

ウ 指導内容・方法、相談手法及び相談・指導の体制があらかじめ明示されており、かつ、現に児童生徒のタイプや状況に応じた適切な内容の相談や指導が行われていること。また、我が国の義務教育制度を前提としたものであること。

エ 児童生徒の学習支援や進路の状況等につき、保護者等に情報提供がなされていること。

オ 訪問等による対面指導が適切に行われることを前提とすること。対面指導は、当該児童生徒に対する学習支援や将来の自立に向けた支援などが定期的かつ継続的に行われるものであること。

(4) 相談・指導スタッフについて

ア 相談・指導スタッフは、児童生徒の教育に深い理解を有するとともに、不登校への支援について知識・経験をもち、その指導に熱意を有していること。

イ 専門的なカウンセリング等の方法を行うにあっては、心理学や精神医学等、それを行うにふさわしい専門的知識と経験を備えた指導スタッフが指導にあたっていること。

ウ 宿泊による指導を行う施設にあっては、生活指導にあたる者を含め、当該施設の活動を行うにふさわしい資質を具えたスタッフが配置されていること。

(5) ICTの活用について

ア ICT等を活用した学習活動とは、ICT（コンピュータやインターネット、遠隔教育システムなど）や郵送、FAXなどを活用して提供される学習活動であること。

イ ICTを活用する場合には、個人情報や著作権の保護、有害情報へのアクセス防止など、当該児童生徒に対して必要な事前の指導を行うとともに、その活用状況についての把握を行うこと。その際、ICTの活用について保護者にも十分な説明を行うとともに、活用状況の把握について必要な協力に応じること。

(6) 学校、教育委員会と事業者との関係について、児童生徒のプライバシーにも配慮の上、学校と施設が相互に不登校児童生徒やその家庭を支援するために必要な次に掲げる事項等を定期的に交換するなど、連携・協力関係が保たれていること。

ア 入会・退会情報

イ ICT等を活用した学習活動状況、その他の活動状況

ウ 相談・指導経過

エ 家庭を支援するための情報

オ その他必要と思われる情報

(7) 家庭との関係について

ア 事業者の指導経過を保護者に定期的に連絡するなど、家庭との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。

イ 特に、宿泊による指導を行う施設にあっては、たとえ当該施設の指導方針がいかなるものであっても、保護者の側に対し面会や退会の自由が確保されていること。

(8) 学習活動について

学習活動は、当該児童生徒の学習の理解の程度を踏まえた計画的な学習プログラムであること。

「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」令和元年 10 月 25 日

元文科初第 698 号
令和元年 10 月 25 日

各都道府県教育委員会教育長 殿
各指定都市教育委員会教育長 殿
各都道府県知事 殿
附属学校を置く各国立大学法人学長 殿

小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長 殿

文部科学省初等中等教育局長
丸山 洋司

不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）

不登校児童生徒への支援につきましては、関係者において様々な努力がなされ、児童生徒の社会的自立に向けた支援が行われてきたところですが、不登校児童生徒数は依然として高水準で推移しており、生徒指導上の喫緊の課題となっております。

こうした中、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（以下「法」という。）が平成 28 年 12 月 14 日に公布され、平成 29 年 2 月 14 日に施行されました（ただし、法第 4 章は公布の日から施行。）。

これを受け、文部科学省におきましては、法第 7 条に基づき、平成 29 年 3 月 31 日、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を策定したところです。

さらに、法の附則に基づき、平成 30 年 12 月から「不登校に関する調査研究協力者会議」及び「フリースクール等に関する検討会議」において法の施行状況について検討を行い、令和元年 6 月 21 日に議論をとりまとめました。

本通知は、今回の議論のとりまとめの過程等において、過去の不登校施策に関する通知における不登校児童生徒の指導要録上の出席扱いに係る記述について、法や基本指針の趣旨との関係性について誤解を生じるおそれがあるとの指摘があったことから、当該記述を含め、これまでの不登校施策に関する通知について改めて整理し、まとめたものです。文部科学省としては、今回の議論のとりまとめを踏まえ、今後更に施策の充実に取り組むこととしておりますが、貴職におかれましても、教職員研修等を通じ、全ての教職員が法や基本指針の理解を深め、個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援等を行うことができるよう努めるとともに、下記により不登校児童生徒に対する教育機会の確保等に関する施策の推進を図っていただくようお願いします。

また、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県知事にあっては所轄の学校法人及び私立学校に対して、附属学校を置く国公立大学法人の長にあっては附属学校に対して、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の長にあっては認可した学校に対して、この趣旨について周知を図るとともに、適切な対応がなされるよう御指導をお願いします。

なお、「登校拒否問題への対応について」（平成 4 年 9 月 24 日付け文部省初等中等教育局長通知）、「不登校への対応の在り方について」（平成 15 年 5 月 16 日付け文部科学省初等中等教育局長通知）、「不登校児童生徒が自宅において IT 等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について」（平成 17 年 7 月 6 日付け文部科学省初等中等教育局長通知）及び「不登校児童生徒への支援の在り方について」（平成 28 年 9 月 14

日付け文部科学省初等中等教育局長通知) については本通知をもって廃止します。

記

1 不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方

(1) 支援の視点

不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること。また、児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在することに留意すること。

(2) 学校教育の意義・役割

特に義務教育段階の学校は、各個人の有する能力を伸ばしつつ、社会において自立的に生きる基礎を養うとともに、国家・社会の形成者として必要とされる基本的な資質を培うことを目的としており、その役割は極めて大きいことから、学校教育の一層の充実を図るための取組が重要であること。また、不登校児童生徒への支援については児童生徒が不登校となった要因を的確に把握し、学校関係者や家庭、必要に応じて関係機関が情報共有し、組織的・計画的な、個々の児童生徒に応じたきめ細やかな支援策を策定することや、社会的自立へ向けて進路の選択肢を広げる支援をすることが重要であること。さらに、既存の学校教育になじめない児童生徒については、学校としてどのように受け入れていくかを検討し、なじめない要因の解消に努める必要があること。

また、児童生徒の才能や能力に応じて、それぞれの可能性を伸ばせるよう、本人の希望を尊重した上で、場合によっては、教育支援センターや不登校特例校、ICTを活用した学習支援、フリースクール、中学校夜間学級（以下、「夜間中学」という。）での受入れなど、様々な関係機関等を活用し社会的自立への支援を行うこと。

その際、フリースクールなどの民間施設やNPO等と積極的に連携し、相互に協力・補完することの意義は大きいこと。

(3) 不登校の理由に応じた働き掛けや関わりの重要性

不登校児童生徒が、主体的に社会的自立や学校復帰に向かうよう、児童生徒自身を見守りつつ、不登校のきっかけや継続理由に応じて、その環境づくりのために適切な支援や働き掛けを行う必要があること。

(4) 家庭への支援

家庭教育は全ての教育の出発点であり、不登校児童生徒の保護者の個々の状況に応じた働き掛けを行うことが重要であること。また、不登校の要因・背景によっては、福祉や医療機関等と連携し、家庭の状況を正確に把握した上で適切な支援や働き掛けを行う必要があるため、家庭と学校、関係機関の連携を図ることが不可欠であること。その際、保護者と課題意識を共有して一緒に取り組むという信頼関係をつくることや、訪問型支援による保護者への支援等、保護者が気軽に相談できる体制を整えることが重要であること。

2 学校等の取組の充実

(1) 「児童生徒理解・支援シート」を活用した組織的・計画的支援

不登校児童生徒への効果的な支援については、学校及び教育支援センターなどの関係機関を中心として組織的・計画的に実施することが重要であり、また、個々の児童生徒ごとに不登校になったきっかけや継続理由を的確に把握し、その児童生徒に合った支援策を策定することが重要であること。その際、学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の学校関係者が中心となり、児童生徒や保護者と話し合うなどして、「児童生徒理解・支援シート（参考様式）」（別添1）（以下「シート」という。）を作成することが望ましいこと。これらの情報は関係者間で共有されて初めて支援の効果が期待できるものであり、必要に応じて、教育支援センター、医療機関、児童相談所等、関係者間での情報共有、小・中・高等学校間、転校先等との引継ぎが有効であるとともに、支援の進捗状況に応じて、定期的にシートの内容を見直すことが必要であること。また、校務効率化の観点からシートの作成に係る業務を効率化するとともに、引継ぎに当たって個人情報の取扱いに十

分留意することが重要であること。

なお、シートの作成及び活用に当たっては、「児童生徒理解・支援シートの作成と活用について」（別添 2）を参照すること。

（2）不登校が生じないような学校づくり

1. 魅力あるよりよい学校づくり

児童生徒が不登校になってからの事後的な取組に先立ち、児童生徒が不登校にならない、魅力ある学校づくりを目指すことが重要であること。

2. いじめ、暴力行為等問題行動を許さない学校づくり

いじめや暴力行為を許さない学校づくり、問題行動へのき然とした対応が大切であること。また教職員による体罰や暴言等、不適切な言動や指導は許されず、教職員の不適切な言動や指導が不登校の原因となっている場合は、懲戒処分も含めた厳正な対応が必要であること。

3. 児童生徒の学習状況等に応じた指導・配慮の実施

学業のつまずきから学校へ通うことが苦痛になる等、学業の不振が不登校のきっかけの一つとなっていることから、児童生徒が学習内容を確実に身に付けることができるよう、指導方法や指導体制を工夫改善し、個に応じた指導の充実を図ることが望まれること。

4. 保護者・地域住民等の連携・協働体制の構築

社会総掛かりで児童生徒を育てていくため、学校、家庭及び地域等との連携・協働体制を構築することが重要であること。

5. 将来の社会的自立に向けた生活習慣づくり

児童生徒が将来の社会的自立に向けて、主体的に生活をコントロールする力を身に付けることができるよう、学校や地域における取組を推進することが重要であること。

（3）不登校児童生徒に対する効果的な支援の充実

1. 不登校に対する学校の基本姿勢

校長のリーダーシップの下、教員だけでなく、様々な専門スタッフと連携協力し、組織的な支援体制を整えることが必要であること。また、不登校児童生徒に対する適切な対応のために、各学校において中心的かつコーディネート的な役割を果たす教員を明確に位置付けることが必要であること。

2. 早期支援の重要性

不登校児童生徒の支援においては、予兆への対応を含めた初期段階からの組織的・計画的な支援が必要であること。

3. 効果的な支援に不可欠なアセスメント

不登校の要因や背景を的確に把握するため、学級担任の視点のみならず、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー等によるアセスメント（見立て）が有効であること。また、アセスメントにより策定された支援計画を実施するに当たっては、学校、保護者及び関係機関等で支援計画を共有し、組織的・計画的な支援を行うことが重要であること。

4. スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携協力

学校においては、相談支援体制の両輪である、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを効果的に活用し、学校全体の教育力の向上を図ることが重要であること。

5. 家庭訪問を通じた児童生徒への積極的支援や家庭への適切な働き掛け

学校は、プライバシーに配慮しつつ、定期的に家庭訪問を実施して、児童生徒の理解に努める必要があること。また、家庭訪問を行う際は、常にその意図・目的、方法及び成果を検証し適切な家庭訪問を行う必要があること。

なお、家庭訪問や電話連絡を繰り返しても児童生徒の安否が確認できない等の場合は、直ちに市町村又は

児童相談所への通告を行うほか、警察等に情報提供を行うなど、適切な対処が必要であること。

6. 不登校児童生徒の学習状況の把握と学習の評価の工夫

不登校児童生徒が教育支援センターや民間施設等の学校外の施設において指導を受けている場合には、当該児童生徒が在籍する学校がその学習の状況等について把握することは、学習支援や進路指導を行う上で重要であること。学校が把握した当該学習の計画や内容がその学校の教育課程に照らし適切と判断される場合には、当該学習の評価を適切に行い指導要録に記入したり、また、評価の結果を通知表その他の方法により、児童生徒や保護者、当該施設に積極的に伝えたりすることは、児童生徒の学習意欲に応え、自立を支援する上で意義が大きいこと。

7. 不登校児童生徒の登校に当たっての受入体制

不登校児童生徒が登校してきた場合は、温かい雰囲気迎え入れられるよう配慮するとともに、保健室、相談室及び学校図書館等を活用しつつ、徐々に学校生活への適応を図っていけるような指導上の工夫が重要であること。

8. 児童生徒の立場に立った柔軟な学級替えや転校等の対応

いじめが原因で不登校となっている場合等には、いじめを絶対に許さないき然とした対応をとることがまずもって大切であること。また、いじめられている児童生徒の緊急避難としての欠席が弾力的に認められてもよく、そのような場合には、その後の学習に支障がないよう配慮が求められること。そのほか、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、柔軟に学級替えや転校の措置を活用することが考えられること。

また、教員による体罰や暴言等、不適切な言動や指導が不登校の原因となっている場合は、不適切な言動や指導をめぐる問題の解決に真剣に取り組むとともに、保護者等の意向を踏まえ、十分な教育的配慮の上で学級替えを柔軟に認めるとともに、転校の相談に応じることが望まれること。

保護者等から学習の遅れに対する不安により、進級時の補充指導や進級や卒業の留保に関する要望がある場合には、補充指導等の実施に関して柔軟に対応するとともに、校長の責任において進級や卒業を留保するなどの措置をとるなど、適切に対応する必要があること。また、欠席日数が長期にわたる不登校児童生徒の進級や卒業に当たっては、あらかじめ保護者等の意向を確認するなどの配慮が重要であること。

(4) 不登校児童生徒に対する多様な教育機会の確保

不登校児童生徒の一人一人の状況に応じて、教育支援センター、不登校特例校、フリースクールなどの民間施設、ICTを活用した学習支援など、多様な教育機会を確保する必要があること。また、夜間中学において、本人の希望を尊重した上での受入れも可能であること。

義務教育段階の不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において、指導・助言等を受けている場合の指導要録上の出席扱いについては、別記1によるものとし、高等学校における不登校生徒が学校外の公的機関や民間施設において、指導・助言等を受けている場合の指導要録上の出席扱いについては、「高等学校における不登校生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の対応について」（平成21年3月12日付け文部科学省初等中等教育局長通知）によるものとする。また、義務教育段階の不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出席扱いについては、別記2によるものとする。その際、不登校児童生徒の懸命の努力を学校として適切に判断すること。

なお、不登校児童生徒が民間施設において相談・指導を受ける際には、「民間施設についてのガイドライン（試案）」（別添3）を参考として、判断を行う際の何らかの目安を設けておくことが望ましいこと。

また、体験活動においては、児童生徒の積極的態度の醸成や自己肯定感の向上等が期待されることから、青少年教育施設等の体験活動プログラムを積極的に活用することが有効であること。

(5) 中学校等卒業後の支援

1. 高等学校入学者選抜等の改善

高等学校入学者選抜について多様化が進む中、高等学校で学ぶ意欲や能力を有する不登校生徒について、こ

れを適切に評価することが望まれること。

また、国の実施する中学校卒業程度認定試験の活用について、やむを得ない事情により不登校となっている生徒が在学中に受験できるよう、不登校生徒や保護者に対して適切な情報提供を行うことが重要であること。

2. 高等学校等における長期欠席・中途退学への取組の充実

就労支援や教育的ニーズを踏まえた特色ある高等学校づくり等も含め、様々な取組や工夫が行われることが重要であること。

3. 中学校等卒業後の就学・就労や「ひきこもり」への支援

中学校時に不登校であり、中学校卒業後に進学も就労もしていない者、高等学校へ進学したものの学校に通えない者、中途退学した者等に対しては、多様な進学や職業訓練等の機会等について相談できる窓口や社会的自立を支援するための受皿が必要であること。また、関係行政機関等が連携したり、情報提供を行うなど、社会とのつながりを絶やさないための適切な対応が必要であること。

4. 改めて中学校等で学び直すことを希望する者への支援

不登校等によって実質的に義務教育を十分に受けられないまま中学校等を卒業した者のうち、改めて中学校等で学び直すことを希望する者については、「義務教育修了者が中学校夜間学級への再入学を希望した場合の対応に関する考え方について」（平成 27 年 7 月 30 日付け文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長通知）に基づき、一定の要件の下、夜間中学での受入れを可能とすることが適当であることから、夜間中学が設置されている地域においては、卒業時に夜間中学の意義や入学要件等について生徒及び保護者に説明しておくことが考えられること。

3 教育委員会の取組の充実

(1) 不登校や長期欠席の早期把握と取組

教育委員会においては、学校等の不登校への取組に関する意識を更に高めるとともに、学校が家庭や関係機関等と効果的に連携を図り、不登校児童生徒に対する早期の支援を図るための体制の確立を支援することが重要であること。

(2) 学校等の取組を支援するための教育条件等の整備等

1. 教員の資質向上

教育委員会における教員の採用・研修を通じた資質向上のための取組は不登校への適切な対応に資する重要な取組であり、初任者研修を始めとする教職経験に応じた研修、生徒指導・教育相談といった専門的な研修、管理職や生徒指導主事を対象とする研修などの体系化とプログラムの一層の充実を図り、不登校に関する知識や理解、児童生徒に対する理解、関連する分野の基礎的な知識などを身に付けさせていくことが必要であること。また、指導的な教員を対象にカウンセリングなどの専門的な能力の育成を図るとともに、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー等の専門性と連動した学校教育への更なる理解を図るといった観点からの研修も重要であること。

2. きめ細やかな指導のための適切な人的措置

不登校が生じないための魅力ある学校づくり、「心の居場所」としての学校づくりを進めるためには、児童生徒一人一人に対してきめ細やかな指導が可能となるよう、適切な教員配置を行うことが必要であること。また、異校種間の人事交流や兼務などを進めていくことも重要であること。

不登校児童生徒が多く在籍する学校については、教員の加配等、効果的かつ計画的な人的配置に努める必要があること。そのためにも日頃より各学校の実情を把握し、また加配等の措置をした後も、この措置が効果的に活用されているか等の検証を十分に行うこと。

3. 保健室、相談室や学校図書館等の整備

養護教諭の果たす役割の大きさに鑑み、養護教諭の複数配置や研修機会の充実、保健室、相談室及び学校図書館等の環境整備、情報通信機器の整備等が重要であること。

4. 転校のための柔軟な措置

いじめや教員による不適切な言動や指導等が不登校の原因となっている場合には、市区町村教育委員会においては、児童生徒又は保護者等が希望する場合、学校と連携した適切な教育的配慮の下に、就学すべき学校の指定変更や区域外就学を認めるなどといった対応も重要であること。また、他の児童生徒を不登校に至らせるような深刻ないじめや暴力行為があった場合は、必要に応じて出席停止措置を講じるなど、き然とした対応の必要があること。

5. 義務教育学校設置等による学校段階間の接続の改善

義務教育学校等において 9 年間を見通した生徒指導の充実等により不登校を生じさせない取組を推進することが重要であること。また、小中一貫教育を通じて蓄積される優れた不登校への取組事例を広く普及させることが必要であること。

6. アセスメント実施のための体制づくり

不登校の要因・背景が多様・複雑化していることから、初期の段階での適切なアセスメントを行うことが極めて重要であること。そのためには、児童生徒の状態によって、専門家の協力を得る必要があり、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置・派遣など学校をサポートしていく体制の検討が必要であること。

(3) 教育支援センターの整備充実及び活用

1. 教育支援センターを中核とした体制整備

今後、教育支援センターは通所希望者に対する支援だけでなく、これまでに蓄積された知見や技能を生かし、通所を希望しない者への訪問型支援、シートのコンサルテーションの担当など、不登校児童生徒への支援の中核となることが期待されること。

また、不登校児童生徒の無償の学習機会を確保し、不登校児童生徒への支援の中核的な役割を果たしていくため、未設置地域への教育支援センターの設置又はこれに代わる体制整備が望まれること。そのため、都道府県教育委員会は、域内の市区町村教育委員会と緊密な連携を図りつつ、未整備地域を解消して不登校児童生徒や保護者が利用しやすい環境づくりを進め、「教育支援センター整備指針（試案）」（別添 4）を参考に、地域の実情に応じた指針を作成し必要な施策を講じていくことが求められること。

市区町村教育委員会においては、主体的に教育支援センターの整備充実を進めていくことが必要であり、教育支援センターの設置促進に当たっては、例えば、自治体が施設を設置し、民間の協力の下に運営する公民協営型の設置等も考えられること。もとより、市区町村教育委員会においても、「教育支援センター整備指針」を策定することも考えられること。その際には、教育支援センターの運営が不登校児童生徒及びその保護者等のニーズに沿ったものとなるよう留意すること。

なお、不登校児童生徒への支援の重要性に鑑み、私立学校等の児童生徒の場合でも、在籍校と連携の上、教育支援センターの利用を認めるなど柔軟な運用がなされることが望ましいこと。

2. 教育支援センターを中核とした支援ネットワークの整備

教育委員会は、積極的に、福祉・保健・医療・労働部局等とのコーディネーターとしての役割を果たす必要があり、各学校が関係機関と連携しやすい体制を構築する必要があること。また、教育支援センター等が関係機関や民間施設等と連携し、不登校児童生徒やその保護者を支援するネットワークを整備することが必要であること。

(4) 訪問型支援など保護者への支援の充実

教育委員会においては、保護者に対し、不登校のみならず子育てや家庭教育についての相談窓口を周知し、不登校への理解や不登校となった児童生徒への支援に関しての情報提供や相談対応を行うなど、保護者に寄り添った支援の充実が求められること。また、プライバシーに配慮しつつも、困難を抱えた家庭に対する訪問型支援を積極的に推進することが重要であること。

(5) 民間施設との連携協力のための情報収集・提供等

不登校児童生徒への支援については、民間施設やNPO等においても様々な取組がなされており、学校、教育支援センター等の公的機関は、民間施設等の取組の自主性や成果を踏まえつつ、より積極的な連携を図っていくことが望ましいこと。そのために、教育委員会においては、日頃から積極的に情報交換や連携に努めること。
《関係報告等》

・「不登校児童生徒への支援に関する最終報告～一人一人の多様な課題に対応した切れ目のない組織的な支援の推進～」(平成28年7月 不登校に関する調査研究協力者会議)

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/108/houkoku/1374848.htm

・「児童生徒の教育相談の充実について～学校の教育力を高める組織的な教育相談体制づくり～(報告)」(平成29年1月 教育相談等に関する調査研究協力者会議)

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/066/gaiyou/1381049.htm

・「不登校児童生徒による学校以外の場での学習等に対する支援の充実～個々の児童生徒の状況に応じた環境づくり～(報告)」(平成29年2月 フリースクール等に関する検討会議)

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/107/houkoku/1382197.htm

・「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の施行状況に関する議論のとりまとめ」(令和元年6月 不登校に関する調査研究協力者会議, フリースクール等に関する検討会議, 夜間中学設置推進・充実協議会)

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1418510.htm

(別記1) 義務教育段階の不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて、(別記2) 不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱いについて (PDF:45KB)

(別添1) 児童生徒理解支援シート(参考様式) (Excel:42KB)

(別添2) 児童生徒理解・支援シートの作成と活用について (PDF:217KB)

(別添3) 民間施設ガイドライン (PDF:12KB)

(別添4) 教育支援センターガイドライン (PDF:17KB)

議案第 2 号

長野県教育委員会と松本市教育委員会相互の任免及び人事等に関する了解事項
の取り交わしについて

1 趣旨

県教育委員会と松本市教育委員会が、教育行政の適正かつ円滑な運営を図るため、教職員の任免その他の進退等に関して、了解事項を取り交わすことについて協議するものです。

2 県教育委員会及び市町村教育委員会相互の連絡調整に関わる了解事項及び覚書

- (1) 了解事項 別紙 1
- (2) 覚書 別紙 2

3 実施期間

教育委員会議決の日から令和 3 年 5 月 31 日までの間

4 根拠法令等

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

- (1) 第 38 条 市町村委員会の内申
- (2) 第 39 条 校長の所属教職員の進退に関する意見の申出

担当 学校指導課
課長 高野 毅
電話 33-4397

了 解 事 項

1 教職員の任免その他の進退について

- (1) 校長の任免その他の進退については、市町村の実情を勘案し全県的立場に立って、長野県教育委員会と市町村教育委員会とが十分連絡の上、内申案を得て速やかに事務処理を行うものとする。
- (2) 副校長の任免その他の進退については、市町村の実情を勘案し広い視野、全県的立場に立って、長野県教育委員会と市町村教育委員会とが十分連絡の上、内申案を得て速やかに事務処理を行うものとする。
- (3) 教頭の任免その他の進退については、市町村の実情を勘案し広い視野に立って、長野県教育委員会と市町村教育委員会とが十分連絡の上、内申案を得て速やかに事務処理を行うものとする。
- (4) 教職員（校長を除く。）の任免その他の進退については、校長の意見を尊重する。
- (5) 教員（教育職員免許法第2条に規定する教育職員をいう。以下同じ。）の新規採用については、長野県教育委員会教育長が採用候補者として推薦する者を内申する。

2 令和3年度教職員人事異動の基本方針について

令和3年度教職員の人事異動の実施に当たっては、長野県教育委員会は、市町村教育委員会の意見を尊重して異動の基本方針を確立し、両者協力してその実現を期するものとする。

3 1及び2の取扱いについては、別紙覚書によって適正に行う。

4 人事の仕組みの検討について

義務教育関係教職員の人事の仕組みについては、中核市を含む市町村への人事権の移譲のあり方等を踏まえ、関係機関の意見を聞きながら、多角的に検討するものとする。

5 人事異動方針の見直しについて

人事異動方針の実施状況を踏まえながら、適宜見直しを行う。

(別 紙)

覚 書

1 教職員の人事について

人事についての秘密を厳守する。

(1) 校長について（昇任の場合を含む。）

ア 長野県教育委員会は、市町村教育委員会と連絡の上、異動原案を作成する。

イ 市町村教育委員会は、異動原案により成案を得て速やかに県教育委員会に内申書を提出する。

(2) 副校長について（昇任の場合を含む。）

ア 長野県教育委員会は、市町村教育委員会と連絡の上、校長の意見を尊重し、異動原案を作成する。

イ 市町村教育委員会は、異動原案により成案を得て速やかに県教育委員会に内申書を提出する。

(3) 教頭について（昇任の場合を含む。）

ア 長野県教育委員会は、市町村教育委員会と連絡の上、校長の意見を尊重し、異動原案を作成する。

イ 市町村教育委員会は、異動原案により成案を得て速やかに県教育委員会に内申書を提出する。

(4) 教員について

ア 教員の人事については、これを校長に立案させることが望ましい。

イ 校長は、上記立案にあたり、市町村教育委員会及び長野県教育委員会と十分に連携を図るものとする。

ウ 市町村教育委員会は（４）アの校長の立案を踏まえ、内申書を作成し県教育委員会に提出する。

エ 長期在職者の異動については、校長の意見を尊重し、市町村教育委員会と県教育委員会が十分に協議し、適切に対応するものとする。

(5) 新規採用について

市町村教育委員会は、長野県教育委員会教育長が選考した適任者を内申する。

2 連絡の方法について

(1) 長野県教育委員会は、常時市町村教育委員会と連絡を取り合う。

ア 担当主幹指導主事は、学校訪問等により努めて市町村教育委員会と連絡を密にする。

イ 担当主幹指導主事は、郡市連絡協議会あるいは教育長の会合等には努めて出席し連絡を図る。

(2) 特に連絡をする機会

10月から2月の間において、担当主幹指導主事は、全般的な打合せや個々面談による連絡の機会をつくる。この際の市町村教育委員会の出席者は、原則、教育長とする。

- 3 令和3年度人事異動については、2月中旬を目途として異動原案の作成を完了する。
- 4 令和3年度人事異動の最終決定は3月中旬とする。

【参考】地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第38条 市町村委員の内申

都道府県委員会は、市町村委員会の内申をまって、県費負担教職員の任免その他の進退を行うものとする。

2 前項の規程にかかわらず、都道府県教育委員会は、同項の内申が県費負担職員の転任に係るものであるときは、当該内申に基づき、その転任を行うものとする。ただし、各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

(1) 都道府県内の教職員の適切な配置と円滑な交流の観点から、一の市町村における県費負担教職員の標準的な在職期間その他の都道府県委員会が定める県費負担教職員の任用に関する基準に従い、一の市町村の県費負担教職員を免職し、引き続いて当該都道府県内の他の市町村の県費負担教職員に採用する必要がある場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、やむを得ない事情により当該内申に係る転任を行うことが困難である場合

3 市町村委員会は、次条の規程による校長の意見の申出があつた県費負担教職員について第1項又は前項の内申を行うときは、当該校長の意見を付するものとする。

第39条 校長の所属教職員の進退に関する意見の申出

市町村立学校職員給与負担法第1条及び第2条に規定する学校の校長は、所属の県費負担教職員の任免その他の進退に関する意見を市町村委員会に申し出ることができる。

議案第 3 号

松本市中央図書館あり方検討委員会の設置について

1 趣旨

これからの中央図書館のあり方を検討するため、「松本市中央図書館あり方検討委員会」を設置するものです。

2 設置目的

次代に引き継ぐ、松本らしい生涯学習施設・市民のための情報拠点としての機能を備え、今以上に多くの市民に利用され、市民の暮らしに役立つための図書館を目指して、今後の中央図書館のあり方を検討するため設置するもの。

3 要綱（案）

別紙のとおり

4 施行期日

令和2年7月1日

担当 中央図書館
課長 瀧澤 裕子
電話 32 - 0099

松本市教育委員会告示第 号

松本市中央図書館あり方検討委員会設置要綱を次のように定める。

令和2年 月 日

松本市教育委員会

松本市中央図書館あり方検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、松本市中央図書館の今後のあり方及び図書館事業に関する多角的かつ総合的な検討を行うため、松本市中央図書館あり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 松本市中央図書館の今後のあり方に関すること。
- (2) 図書館事業に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 有識者
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する所掌事項に係る検討が終了するまでの間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会中央図書館において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年7月1日から施行する。

議案第 4 号

史跡小笠原氏城跡保存活用計画策定委員会の設置及び委員の委嘱について

1 趣旨

史跡小笠原氏城跡の基本的な保存活用の方針を定める保存活用計画の策定に当たり、内容を検討するための策定委員会を設置するものです。

2 委員会の名称

史跡小笠原氏城跡保存活用計画策定委員会

3 委員の構成

- (1) 有識者
- (2) 地域関係者（保存団体、町会関係者）

4 委員の任期

委嘱の日から保存活用計画策定の日まで

5 委員会の開催回数

- (1) 令和2年度
2回
- (2) 令和3年度
3回を予定

6 委員会設置要綱

別紙（案）のとおり

7 委員

裏面のとおり

8 委嘱について

第1回策定委員会の際に委嘱します。（8月下旬～9月中旬を予定）

担当 文化財課

課長 竹原 学

電話 34-3292

史跡小笠原氏城跡保存活用計画策定委員会 委員名簿（案）

No.	氏名	役職等	専門分野
1	ささもと しょうじ 笹本 正治	長野県立歴史館館長	歴史学（日本中世史）
2	なかい ひとし 中井 均	滋賀県立大学人間文化学部教授	考古学（中・近世城館遺跡）
3	ささき くにひろ 佐々木 邦博	信州大学学術研究院農学系特任教授	環境農学（造園・景観）
4	おおつか つとむ 大塚 勉	信州大学学術研究院教授	構造地質学
5	はら あきよし 原 明芳	松本市文化財審議委員会委員	考古学
6	やなぎさわ かずのり 柳 澤 一則	林古城会会長	林城保存団体（地域関係者）
7	たけだ よしのり 武田 善徳	里山辺林町会長	地域関係者
8	たけい ひでき 武井 秀樹	入山辺橋倉町会長	地域関係者
9	たかぎ ひでお 高木 秀雄	井川城下区町会長	地域関係者

松本市教育委員会告示第 号

史跡小笠原氏城跡保存活用計画策定委員会設置要綱を次のように定める。

令和2年 月 日

松本市教育委員会

史跡小笠原氏城跡保存活用計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、史跡小笠原氏城跡を、将来にわたって適切に保存活用し、後世に継承していくための計画（以下「保存活用計画」という。）を策定するため、史跡小笠原氏城跡保存活用計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 保存活用計画の策定に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 有識者
- (2) 地域関係者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から保存活用計画が策定される日までの間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、説明及び意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会文化財課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年 月 日から施行する。

教育委員会資料
2. 6. 26
文 化 財 課

議案第 5 号

松本市文化財審議委員会委員の委嘱について

1 趣旨

松本市文化財審議委員会委員の任期が、令和2年6月30日をもって満了となるため、松本市文化財審議委員会の組織及び運営等に関する規則第2条の規定に基づき、新たに委員を委嘱することについて協議するものです。

2 委嘱予定者

- (1) 委嘱予定者名簿
別紙のとおり
- (2) 委員総数
9名

3 任期

令和2年7月1日から令和4年6月30日まで（2年間）

4 根拠法令等

(1) 文化財保護法

（地方文化財保護審議会）

第190条 都道府県及び市町村（いずれも特定地方公共団体であるものを除く。）の教育委員会に、条例の定めるところにより、文化財に関して優れた識見を有する者により構成される地方文化財保護審議会を置くことができる。

3 地方文化財保護審議会は、都道府県又は市町村の教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関して当該都道府県又は市町村の教育委員会に建議する。

(2) 松本市文化財保護条例

（審議委員会）

第7条 教育委員会に諮問機関として松本市文化財審議委員会（以下「審議委員会」という。）を置く。

2 審議委員会は、教育委員会の諮問に応じて第3条の規定による指定、第4条の規定による選定、前条の規定による登録、第9条の規定による解除及び第10条の規定による抹消並びに指定文化財、選定保存技術及び登録文化財の保存活用に関する重要事項を調査審議し、教育委員会に意見を具申する。

3 審議委員会の組織運営については、教育委員会規則で定める。

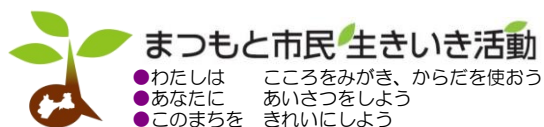
(3) 松本市文化財審議委員会の組織及び運営等に関する規則

第2条 審議委員会の委員の定数は10人以内とし、学識経験を有する者の中から教育委員会が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。

3 特定の事項を調査するため、必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

担当	文化財課
課長	竹原 学
電話	34-3292



一人ひとりが、あたりまえのことをこつこつと続けて、かけがえのないいのち生きいきとかがやくように…

松本市文化財審議委員会 委員名簿（案）

	氏 名	役職等	専門分野
1	いとう ようこ 伊藤 羊子	一般財団法人長野県文化振興事業団 芸術文化推進室担当係長	美術史
2	こまつ よしろう 小松 芳郎	松本市文書館特別専門員 元松本市史編さん室長	歴史 (近現代史)
3	こやま やすひろ 小山 泰弘	長野県林業総合センター指導部 課長補佐兼林業専門技術員	自然 (植物)
4	ごとう よしたか 後藤 芳孝	まつもと文化遺産保存活用協議会会長 元松本城管理事務所研究専門員	歴史 (中・近世史)
5	はら あきよし 原 明芳	安曇野市豊科郷土博物館長 長野県考古学会会員	考古
6	ほ や の しげ お 梅千野 成央	信州大学工学部建築学科准教授	建築史
7	みついいし みのか 三石 稔	日本民俗学会会員 長野県民俗の会会員	民俗
8	やまもと まさみち 山本 雅道	元信州大学理学部助教	自然 (魚類・環境)
9	よねやま ふみ か 米山 文香	1級建築士事務所工房風家主宰 特定非営利活動法人信州伝統的建造物保存技術 研究会会員	建築設計

教育委員会資料
2. 6. 26
教育政策課

報告第 1 号

令和2年松本市議会6月定例会の結果について

1 趣旨

松本市議会6月定例会の結果について報告するものです。

2 会期等について

6月8日（月）から25日（木）まで 18日間

一般質問 6月15日（月）から17日（水）まで 3日間

教育民生委員会 6月19日（金）

3 議案等の審査結果について

(1) 委員会審査

ア 議案第11号 令和2年度松本市一般会計補正予算（第3号）

【歳 出】

教育振興基本計画策定事業費	3,780 千円
教職員住宅管理費追加（教員住宅解体）	10,170 千円
I C T教育推進事業費追加（校務支援システム）	3,840 千円
補助金追加（私立学校振興費）	10,000 千円
授業用校用備品充実整備費（小学校費、中学校費）追加	
借上料（校務用パソコン、学習用パソコンリース契約更新）	
小学校費	9,080 千円
中学校費	6,290 千円
学校施設整備事業費（小学校費、中学校費）追加	
工事請負費（いす式階段昇降機設置（本郷小））	
小学校費	6,000 千円
委託料（肢体不自由特別支援学級拠点校（清水中）エレベーター設置）	
中学校費	6,350 千円
プール整備事業費（中学校費）	23,540 千円
補助金追加（町内公民館改築）	25,000 千円
あがたの森文化会館管理運営費追加（耐震補強工事）	12,090 千円
図書館管理運営費追加（あり方検討）	230 千円
小笠原氏城館群史跡整備事業費	
委託料（保存活用計画策定）	1,770 千円
用地購入費	145,690 千円
白骨温泉噴湯丘等保存管理事業費追加（用地購入費）	250 千円

【歳入】

国庫支出金

史跡等購入費補助金追加（用地取得） 116,490 千円

重要文化財保存整備事業費補助金追加（保存活用計画策定） 1,130 千円

重要文化財修理・防災事業費補助金追加（旧松本高等学校校舎）
6,040 千円

国宝重要文化財等防災施設整備事業費補助金（旧松本高等学校校舎）
7,810 千円

県支出金

文化財保護事業費補助金追加（旧松本高等学校校舎） 820 千円

諸収入

教育費雑入追加（コミュニティ助成事業助成金） 15,000 千円

イ 議案第12号 令和2年度松本市松本城特別会計補正予算（第1号）

【歳出】

国宝松本城天守耐震対策事業費追加 44,980 千円

国宝松本城天守防災対策事業費 140,220 千円

【歳入】

国宝重要文化財等防災施設整備補助金（国庫支出金） 112,170 千円

文化財補助事業費補助金追加（県支出金） 4,200 千円

松本城施設整備基金繰入金追加 68,830 千円

ウ 議案第15号 市有財産の取得について（松本城南・西外堀復元事業用地）

上記の議案3件については、原案どおり可決されました。

エ 請願

請願第2号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める請願書

請願第2号は、全会一致で採択すべきものと決しました。

(2) 協議会

ア 国宝旧開智学校校舎の耐震対策工事について

イ 松本市立小中学校における緊急暑さ対策について

上記協議事項2件については、了承と集約されました

(3) 主な意見等

議案第11号について、清水中学校を肢体不自由特別支援学級の拠点校として整備するための経費に関連して、拠点校の今後の見通しについての質疑と拠点校拡大の要望があり、拠点校の整備完了後には対象となる児童・生徒を、校区を越えて誘導していくような取組みをしていくとともに、拠点校以外に入学を希望する場合には、いす式階段昇降機の設置などで対応していきたい旨の答弁をしました。

担当 教育政策課

課長 小林 伸一

電話 33 - 3980



まつもと市民生きいき活動

●わたしは ころをみがき、からだを使おう
●あなたに あいさつをしよう
●このまちを きれいにしよう

松本市教育文化センター専門委員会委員の委嘱について

1 趣 旨

教文学習をはじめとする教育文化センター事業の充実等を図るために設置した教育文化センター専門委員会委員の委嘱について報告するものです。

2 委嘱予定者 別紙のとおり

3 任 期 委嘱の日から1年間

4 委員構成及び活動内容

委員会名	部 会	主な活動内容
研修委員会	教文学習 検討部会	・教文学習アンケート集計分析 ・改善点の考察
視聴覚委員会	情報部会	・教文学習内容検討
	情報モラル部会	・教文学習内容検討
科学 博物館委員会	天文部会（授業）	・教文学習内容検討
	理科部会	・教文学習内容検討
山辺学校 歴史民俗 資料館委員会	旧山辺学校校舎 学校教育部会	・教文学習内容検討

5 第1回全体会

新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止（委嘱状及び会議資料等を送付）

6 根拠規則（抜粋）

松本市教育文化センター条例施行規則

（専門委員会）

第7条 教育文化センターの事業の充実と円滑な運営をはかるため、教育文化センターに次に掲げる専門委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- (1) 研修委員会
- (2) 視聴覚委員会
- (3) 科学博物館委員会
- (4) 山辺学校歴史民俗資料館委員会

2 委員会は、次の者をもって構成する。

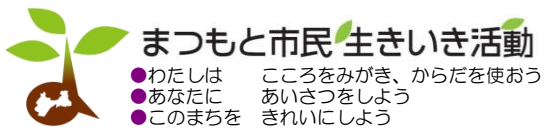
- (1) 小・中学校教職員
- (2) 社会教育関係職員
- (3) その他特に教育委員会において必要と認めた者

3 委員会の委員の定数は次に掲げるとおりとし、委員は教育委員会が委嘱する。

- (1) 研修委員会 10人以内
- (2) 視聴覚センター委員会 12人以内
- (3) 科学博物館委員会 30人以内

- (4) 山辺学校歴史民俗資料館委員会 18人以内
- 4 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 委員会には必要に応じ部会を置くことができる。

担当	教育政策課	課長	小林 伸一
電話	33-3980		
担当	教育文化センター	所長	加藤 政彦
電話	32-7600		



一人ひとりが、あたりまえのことをこつこつと続けて、かけがえのないいのち生きいきとかがやくように…

令和2年度

松本市教育文化センター専門委員会

所 属	氏 名	担当委員会	担当部会	
鎌田中学校	小松 直彦	研修委員会		校長
奈川小学校	小川 竹雄	視聴覚委員会		
梓川小学校	馬淵 勝己	科学博物館委員会		
開智小学校	渡邊 智絵子	研修委員会	教文学習検討部会	
旭町小学校	桑山 雅徳			
四賀小学校	林 香那子			
大野川小学校	竹内 和隆			
清水中学校	松澤 宏司			
女鳥羽中学校	澤谷 昌英			
山辺中学校	吉田 陽一			
安曇小中学校	有賀 由妃			
源池小学校	小谷 拓実			
筑摩小学校	下川 泰孝			
清水小学校	鈴木 真弓			
本郷小学校	塚原 章治			
島内小学校	布山 幸裕			
高綱中学校	小林 雄樹			
旭町中学校	末益 正順	情報モラル部会		
明善小学校	内川 さつき			
田川小学校	熊谷 美咲			
芳川小学校	武井 直子			
開明小学校	金井 芳彦			
明善中学校	窪田 治夫			
信明中学校	中村 孝規			
会田中学校	畑 瑛美			
芝沢小学校	小池 明		科学博物館委員会	
今井小学校	輪湖 義治			
島立小学校	上野 忠明			
山辺小学校	大月 美保			
並柳小学校	志野 琴栄			
奈川中学校	佐川 昌宏			
波田中学校	坪田 光永	天文部会		
鉢盛中学校	田中 裕也			
菅野小学校	加藤 宏忠			
寿小学校	奥原 志織			
波田小学校	田中 まき子			
梓川小学校	矢嶋 恭介			
丸ノ内中学校	矢野 竜士			
鎌田中学校	瀧澤 徹			
菅野中学校	矢島 敏			
梓川中学校	井上 源基	山辺学校歴史民俗資料館委員会	旧山辺学校校舎	
鎌田小学校	多田 正与			
中山小学校	井口 有紀子			
岡田小学校	井口 久美			
二子小学校	元島 弘人			
筑摩野中学校	戸田 徹			
開成中学校	山本 智裕			
松島中学校	一志 正人			

報告第 3 号

中学校教文学習の中止について

1 趣旨

市内中学生を対象とした教文学習の中止について報告するものです。

2 教文学習の概要

中学1年生（約2, 100名）が10月から11月にかけて教育文化センターを会場に、学校ではできない学習を実施し、学習経験の拡大を図るものです。

3 今年度の対応

中学校校長会から、臨時休校や分散登校に伴い、授業時数の確保を優先するために教文学習を中止してほしいという要望が出されているため、中止とします。

4 その他

教育文化センター職員が中学校へ出向き、各校の希望に応じた学習を実施する「出前学習」を10月から実施できるよう別途検討します。

担当

教育政策課 課長 小林 伸一

電話 33-3980

教育文化センター 所長 加藤 政彦

電話 32-7600

教 育 委 員 会 資 料
2 . 6 . 2 6
学 校 教 育 課

報告第 4 号

松本市立中学校における使用教科用図書の採択について

1 趣旨

令和3年度に使用するすべての教科用図書について、今年度新たに採択を行うにあたり、採択までの取組みを報告するものです。

2 協議会の設置について

(1) 協議会の目的

ア 長野県教育委員会が設定した採択地区（松本市・塩尻市・東筑摩郡・安曇野市）の教育委員会（学校組合教育委員会を含む。）が、採択地区内の小学校及び中学校で使用する教科用図書について、種目ごとに同一の教科用図書を採択するための連絡調査を図る機関として、松塩筑安曇地区教科用図書採択研究協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

イ 協議会に調査研究委員会を設け、教科用図書を共同で調査研究する。

(2) 構成メンバー

ア 協議会

教育長、教育長職務代理者、正副校長会長、保護者代表及び学識経験者

イ 調査研究委員会

校長会から推薦された、中学校の校長、教頭及び教諭

(3) 選定の方法

ア 調査研究委員会は中学校の教科用図書について調査研究し、結果を協議会へ提出

イ 協議会は、調査研究委員会から提出された調査結果と県からの資料を基に、種目ごとに一種の教科用図書を選び、これを採択地区内の各教育委員会に報告

3 教科書の採択

教育委員会は、協議会の報告に基づいて教科用図書を採択する。

4 今後の日程

7月16日 第2回協議会において教科用図書を選定し、各教育委員会に報告
30日 松本市定例教育委員会において採択

担当	学校教育課
課長	上條 公德
電話	33-9846



まつもと市民生きいき活動

●わたしは こころをみがき、からだを使おう
●あなたに あいさつをしよう
●このまちを きれいにしよう

報告第 5 号

松本市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

1 趣旨

教育委員会の附属機関として設置している松本市学校給食センターの運営委員会の委員に欠員が生じたため、補欠委員を委嘱することについて報告するものです。

2 補欠委員

裏面のとおり

3 任期

令和2年6月1日から令和3年5月31日まで（前任者の残任期間）

4 根拠法令(抜粋)

(1) 松本市学校給食センター条例

(運営委員会)

第5条 教育委員会の付属機関として、松本市学校給食センター運営委員会を置く。

2 運営委員会は、教育委員会の諮問に応じ、学校給食に関する重要な事項を審議し、その意見を答申する。

3 運営委員会は、20名以内の委員をもって組織する。

4 運営委員会の委員は、教育委員会が委嘱する。

(2) 松本市学校給食センター運営委員会規則

(組織)

第2条 委員会の委員は、次に掲げるもののうちから教育委員会が委嘱する。

(1) 学校長

(2) P T A関係者

(3) 松本保健所長

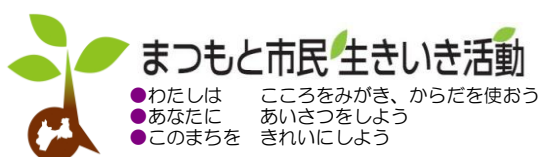
(4) 学校医

(5) 学校薬剤師

(6) 学識経験者

(任期)

第3条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。



担当 学校給食課

課長 清澤 秀幸

電話 86-1130

令和２年度松本市学校給食センター運営委員会委員名簿

	区 分	氏 名	役 職 名	備考
1	学 校 長	ナカムラ ヒロミ 中村 博見	寿小学校長	新規
2	学 校 長	カヤキ フジ オ 栢木 藤雄	女鳥羽中学校長	新規
3	学 校 長	アカハネ タカシ 赤羽 隆	芳川小学校長	継続
4	P T A 関 係	フルヤ イサム 古屋 勇	松本市 P T A 連合会会長	新規
5	P T A 関 係	オクハラ ヒロミ 奥原 博美	波田小学校 P T A 副会長	新規
6	P T A 関 係	モモイ リョウスケ 桃井 亮介	今井小学校 P T A 会長	新規
7	P T A 関 係	ハヤシ ミヨウジン 林 明仁	源池小学校 P T A 会長	新規
8	P T A 関 係	オグチ シン 小口 眞	四賀小学校 P T A 副会長	新規
9	P T A 関 係	ハンツメ シゲオ 橋詰 薫夫	開明小学校 P T A 会長	新規
10	P T A 関 係	スギモト カズヒサ 杉本 和久	筑摩野中学校 P T A 会長	新規
11	P T A 関 係	ミズノ ケイコ 水野 桂子	梓川中学校 P T A 会長	新規
12	P T A 関 係	カミジョウ アユミ 上條 亜由美	清水中学校 P T A 監査	新規
13	P T A 関 係	サン ジョウ マキ 山条 摩紀	旭町中学校 P T A 学年 P T A 会長	新規
14	松本保健福祉事務所	カトウ ヒロヤス 加藤 浩康	松本保健福祉事務所長	新規
15	学 校 医	ミヤバヤシ マリ 宮林 麻里	松本市医師会理事	継続
16	学 校 医	スザワ ヤエコ 須澤 弥生子	松本市歯科医師会理事	継続
17	学校薬剤師	ヨシザワ キヨミ 吉澤 貴代美	松本薬剤師会常務理事	継続
18	学識経験者	ヤマダ ヤス子 山田 泰子	前県学校栄養職員	継続

報告第 6 号

まつもと文化遺産保存活用協議会委員の委嘱について

1 趣旨

まつもと文化遺産保存活用協議会委員の任期満了に伴い、まつもと文化遺産保存活用協議会設置要綱に基づき、新たに委員を委嘱することについて報告するものです。

2 委嘱予定者

- (1) 委嘱予定者名簿 別紙のとおり
- (2) 委員総数 11名

3 任期

令和2年7月20日から令和4年7月19日まで（2年間）

4 根拠法令等（抜粋）

- (1) 文化財保護法
(協議会)

第百八十三条の九 市町村の教育委員会は、単独で又は共同して、文化財保存活用地域計画の作成及び変更に関する協議並びに認定文化財保存活用地域計画の実施に係る連絡調整を行うための協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- 一 当該市町村
- 二 当該市町村の区域をその区域に含む都道府県
- 三 第百九十二条の二第一項の規定により当該市町村の教育委員会が指定した文化財保存活用支援団体
- 四 文化財の所有者、学識経験者、商工関係団体、観光関係団体その他の市町村の教育委員会が必要と認める者

- (2) まつもと文化遺産保存活用協議会設置要綱
(組織)

第4条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

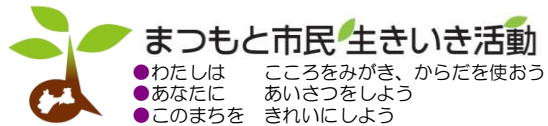
2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 文化財所有者
- (2) 地域住民代表者
- (3) 特定非営利活動法人等関係団体の代表
- (4) 商工・観光関係団体の代表

- (5) 関係行政機関の代表
- (6) 有識者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者
(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

担当	文化財課
課長	竹原 学
電話	34-329



一人ひとりが、あたりまえのことをこつこつと続けて、かけがえのないいのち生きいきとかがやくように…

まつもと文化遺産保存活用協議会 委員名簿

1 委員

	氏名	所属等	備考
1	あかはね もとひで 赤羽 元秀	松本商工会議所中小企業振興部長	商工・観光関係団体
2	ありま まさとし 有馬 正敏	関連文化財群設定作業部会	地域住民代表者
3	おおたに ゆうしゅう 大谷 宥 秀	牛伏寺副住職	文化財所有者
4	くらさわ さとる 倉澤 聡	都市計画家	有識者
5	ごとう よしたか 後藤 芳孝	関連文化財群設定委員会委員長	有識者
6	てらさわ たけし 寺沢 健	松本市生涯現役促進協議会	商工・観光関係団体
7	ながの かずひろ 永野 和大	信州大学梅干野研究室	地域住民代表者
8	はなおか ゆり 花岡 由梨	中町商店街振興組合副理事長	商工・観光関係団体
9	はら かつみ 原 勝美	関連文化財群設定委員会	地域住民代表者
10	まるやま さだひさ 丸山 貞壽	松本古城会事務局長	NPO
11	やまもと けいこ 山本 桂子	新松本物語プロジェクト	商工・観光関係団体

報告第 7 号

特別展「よみがえる正倉院宝物」の開催中止について

1 趣旨

今年度開催予定だった標記特別展の中止について報告するものです。

2 概要

(1) 展覧会名

よみがえる正倉院宝物 再現模造にみる天平の技

(2) 会期

令和2年7月18日（土）から8月30日（日）まで

(3) 主催

宮内庁正倉院事務所、松本市美術館、信濃毎日新聞社、朝日新聞社、NHK長野放送局

(4) おもな巡回先

奈良国立博物館、松坂屋美術館（名古屋市）、沖縄県立博物館・美術館など全国8箇所（松本市美術館含む）

3 中止の理由

(1) 5月中旬の時点で、奈良国立博物館（4月18日公開）での初回展が公開未定の状況であり、松本展についても開催困難と判断したため。

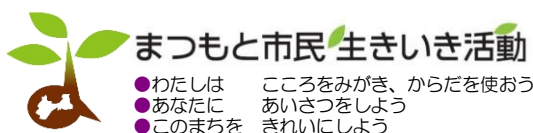
(2) 会期が夏休みやお盆休みなどの行楽シーズンと重なること、また、展示も多くの方の関心を集める内容であることから、市民をはじめ県内外から多くの来場者が想定され、新型コロナウイルス感染症の影響がある中、安全・安心な運営が困難であるため。（来館者想定20,000人以上）

(3) 全国巡回展のため、今年度内での会期変更が困難であるため。

4 今後の進め方について

令和4年度の開催に向けて、改めて実施計画等での庁内協議を進めるとともに、主催者である朝日新聞社とも調整を進めます。

担 当	美術館
副館長	堀 洋一
電 話	39-7400



「学都松本へ」

周知事項 1

松本市立博物館「収蔵資料大公開展」の開催について

1 趣旨

松本市立博物館で開催する企画展「松本市立博物館収蔵資料大公開展」について周知するものです。

2 概要

- (1) 内容 博物館で1世紀以上かけ収集・保存した収蔵資料を一挙に公開します。
会期を5つの期間に分けテーマごとに展示を行います。
- (2) 会期 令和2年7月11日(土)から令和3年3月21日(日)まで
- (3) 会場 松本市立博物館2階特別展示室
- (4) 観覧料 通常観覧料(大人200円 小中学生100円)
- (5) 展示資料 甲冑、刀剣、雛人形、七夕人形など
- (6) 期間中のテーマ
 - ア 武士の世界
 - イ 博物館の逸品Ⅰ～農耕用具コレクション～
 - ウ 生活と色～暮らしを彩る意匠～
 - エ 博物館の逸品Ⅱ～民間信仰コレクション～
 - オ 年中行事

3 周知方法

- (1) 広報まつもと7月号で周知します。
- (2) 市内小中学校・高校・大学、公民館、教育施設等にチラシ・ポスターを配布します。
- (3) 市及び博物館公式ホームページへ掲載します。
- (4) テレビCMで広告します。

担当 博物館

館長 木下 守

電話 32-0133



学都松本へ

松本は屋根のない博物館！松本の歩みと文化を知る。

松本の今にふれ、未来を思う。

——まるごと松本を知る旅のスタート地点です。



「学都松本」

武士の世界

2020
7.11^土 ▶ 8.23^日

博物館の逸品Ⅰ
農耕用具コレクション

9.5^土 ▶ 10.4^日

生活と色
暮らしを彩る意匠

10.17^土 ▶ 11.29^日

博物館の逸品Ⅱ
民間信仰資料コレクション

12.12^土 ▶ 2021 1.11^日

年中行事

1.23^土 ▶ 3.21^日

収蔵資料

大公開展

【会 場】松本市立博物館 2階特別展示室

【開館時間】午前8時30分～午後5時(入館は午後4時30分まで) 【休館日】2020年12月29日(火)～2021年1月3日(日)

【観覧料】大人200円(700円)、小・中学生100円(300円)

※()内は国宝松本城との特別観覧券料金 ※団体料金：20名以上1割引

松本市立博物館 
Matsumoto City Museum

〒390-0873 長野県松本市丸の内4番1号 TEL 0263-32-0133 FAX 0263-32-8974 URL <http://www.matsu-haku.com/>

※当館には駐車場がありません。周辺の駐車場をご利用ください。※不測の事態により、会期等に変更が生じる場合がございます。



博物館周辺QRコード

閉館前、最後の企画展！

松本市立博物館には、開館から1世紀以上かけて収集・保存してきた資料が約12万点あります。本展では、それらの中から、閉館前にぜひご紹介したい資料を、5テーマに分けて一挙大公開します。

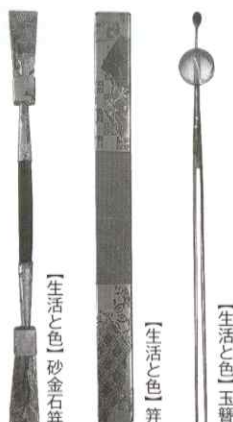
【武士の世界】戸田家葵紋甲冑



【生活と色】チャグチャグ馬子



【生活と色】マッチ箱レツテル



【生活と色】砂金石杵

【生活と色】杵

【生活と色】玉簪

【博物館の逸品I】長床犁



【博物館の逸品II】道祖神(三位一体)



【博物館の逸品II】鬼の手



【年中行事】中野土雛 寝牛



【年中行事】中野土雛 猫つぐら

各展示会のご紹介

武士の世界

2020年7月11日(土)～8月23日(日)

江戸時代、松本を治めていた松本藩主やその家臣たちが身に着けていたとされる甲冑を中心に、刀剣や小笠原家に伝わるひな道具なども展示します。

甲冑は、頭部を保護する^{かぶと}、胴部を保護する^{どろい}で構成され、刀と並び武士の象徴として認識されています。一領ごとに異なる色合いや、それぞれの部位に施された意匠、機能性を確保するためのつくり込みなど、甲冑があわせ持つ様々な面をお楽しみください。

(担当：伊藤 雄太)

博物館の逸品I ～農耕用具コレクション～

9月5日(土)～10月4日(日)

本展では、「農耕用具コレクション」を中心に紹介します。

当館には、長床犁と無床犁の長所をもとに改良された短床犁など、先人が工夫を凝らした農耕用具が、重要有形民俗文化財として収蔵されています。ぜひ足をお運びいただき、先人たちの足跡や智恵に触れてください。

(担当：石原 花梨)

生活と色 ～暮らしを彩る意匠～

10月17日(土)～11月29日(日)

巧緻美麗な^{かんざし}簪や^{くし}櫛、素朴で愛らしい日本各地の郷土玩具、レトロなマッチ箱一。

本展では、掌サイズのコレクション群を中心に、装身具、伝統工芸品、印刷物など暮らしに関わる資料を展覧いたします。小さな世界に広がる彩り豊かな意匠をお楽しみいただけましたら幸いです。

(担当：中澤 聡)

博物館の逸品II ～民間信仰資料コレクション～ 12月12日(土)～2021年1月11日(月・祝)

当館所蔵の重要有形民俗文化財「民間信仰資料コレクション」は松本及びその周辺地域の、農耕を中心とした民間信仰に関する資料からなるコレクションです。

暮らしの中でつくられ伝えられてきた信仰用具からは、人々が生きていく中でどのような課題に直面し、そしてそれをどのように乗り越えようとしたのか、その一端を垣間見ることができます。

人々の生活に寄り添い続けた信仰用具から、素朴で力強い祈りを感じてください。

(担当：武井 成実)

年中行事

1月23日(土)～3月21日(日)

年中行事とは、昔から一年の中で特に日を定めて行われてきた身近な祭りの数々です。中でも、雛祭り・端午の節句・七夕は、人形などを賑やかに飾り祝う行事として全国に定着しています。

松本では、江戸時代後期に藩の殖産興業政策により武家ではじまったとされる押絵雛や、各地で行われていたヒトガタ、流し雛などが流行しました。

松本を代表する特産品となった、これらの人形たちをとおして、昔の人々の思いや松本の城下町風情に触れてみませんか？

(担当：小原 稔)

松本市立博物館

〒390-0873 長野県松本市丸の内4番1号 TEL 0263-32-0133 FAX 0263-32-8974 URL <http://www.matsu-haku.com/> E-mail mcmuse@city.matsumoto.lg.jp
(バス) JR松本駅からタウンズニーカー北コース「丸の内」または「松本城・市役所前」下車、徒歩約2分 (徒歩) JR松本駅から約15分 (車) 長野自動車道松本ICから約15分